

## さいたま市告示第41号

### 道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、さいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月16日

さいたま市長 清水勇人

#### 道路の種類 県道

路線名	区間	供用開始年月日
野田岩槻線	さいたま市岩槻区大字長宮字水保上677番2地先 さいたま市岩槻区大字長宮字水保上679番1地先	令和8年1月24日14時
野田岩槻線	さいたま市岩槻区南平野二丁目27番2地先 さいたま市岩槻区南平野二丁目3番8地先	令和8年1月24日14時